

低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の改正について

1 低入札価格調査制度

(1) 対象工事

設計金額が 1, 000 万円以上の工事

(2) 調査基準価格算定式の改正

ア 調査基準価格の計算式の見直し

一般管理費等の額に係る率分を 10 分の 5. 5 から 10 分の 6. 8 へ変更します。

乗じる項目	新	旧
①直接工事費の額	10 分の 9. 7	10 分の 9. 7
②共通仮設費の額	10 分の 9	10 分の 9
③現場管理費の額	10 分の 9	10 分の 9
④一般管理費等の額	10 分の 6. 8	10 分の 5. 5

イ 調査基準価格の切り上げ

10 万円未満を切り上げた価格とする。

(3) 低入札価格調査判断基準

変更はありません。

算出例（下線部が改正箇所）

<土木系工事の場合>

	設計金額	計算式	
直接工事費の額	5, 486, 169	×9. 7/10	5, 321, 583
共通仮設費の額	2, 098, 000	×9/10	1, 888, 200
現場管理費の額	5, 817, 000	×9/10	5, 235, 300
一般管理費の額	2, 734, 831	× <u>6. 8/10</u>	1, 859, 685
工事価格	16, 136, 000		14, 304, 768
			14, 400, 000

① 10 万円未満切上げ

※ ただし、①が予定価格に 110 分の 100 を乗じて得た額の 10 分の 9. 2 を超える場合にあっては 10 分の 9. 2 とし、10 分の 7. 5 に満たない場合にあっては 10 分の 7. 5 とする。本例では、②>①>③のため①による算定額を採用する。

予定価格に 110 分の 100 を乗じて得た額 × 9. 2/10 14, 845, 120 ②

予定価格に 110 分の 100 を乗じて得た額 × 7. 5/10 12, 102, 000 ③

2 最低制限価格制度

(1) 対象工事

設計金額が 130 万円を超える 1,000 万円未満の工事

※ 解体工事、土木系機械設備工事及び土木系電気設備工事、営繕系機械設備工事及び営繕系電気設備工事を除く。

(2) 最低制限価格算定式の改正

ア 最低制限価格

調査基準価格 × 0.98 【1(2)アの調査基準価格の計算式を参照】

イ 調査基準価格の切り上げ

1 万円未満を切り上げた価格とする。

算出例（下線部が改正箇所）

<土木系工事の場合>

	設計金額	計算式	
直接工事費の額	2,610,832	×9.7/10	2,532,507
共通仮設費の額	420,095	×9/10	378,085
現場管理費の額	1,241,000	×9/10	1,116,900
一般管理費の額	931,073	× <u>6.8/10</u>	633,129
工事価格	5,203,000		4,660,621
			4,670,000

① 1万円未満切上げ

※ ただし、①が予定価格に 110 分の 100 を乗じて得た額の 10 分の 9.2 を超える場合にあっては 10 分の 9.2 とし、10 分の 7.5 に満たない場合にあっては 10 分の 7.5 とする。本例では、②>①>③のため①計算式による算定額を採用する。

予定価格に 110 分の 100 を乗じて得た額 × 9.2/10	4,786,760	②
予定価格に 110 分の 100 を乗じて得た額 × 7.5/10	3,902,250	③
最低制限価格	4,576,600	

3 適用日

令和 6 年 4 月 1 日以降、公告又は通知するもの。